

孺恋村農業委員会総会議事録(第36回)

(1) 開催日時 令和5年6月12日(月)開会:午後1時24分 閉会:午後1時56分

開催場所:大前活性化センター 1階ホール

(2) 出席委員の議席番号および氏名(農業委員17名)

農業委員

1.干川初枝 2.関喜吉 3.岡野芳和 4.下谷彰一 5.佐藤光成 6.丸山成重 7.佐藤貞次  
8.黒岩純一 9.干川洋一 10.市場俊喜 11.中村明彦 12.黒岩晋 13.黒岩トシエ 14.黒岩広司  
15.樋口忠男 16.黒岩富二 17.西窪充夫

(3) 欠席委員の議席番号及び氏名 (欠席農業委員なし)

(4) 出席した事務局職員(書記)氏名 事務局長 滝澤文彦 係長 佐藤あかね 主事 小嶋俊星

(5) 提出された議案

第1号議案 あっせんの成立について

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第3号議案 農用地利用集積計画(案)への意見決定について

第4号議案 農業委員会活動令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について

第5号議案 農地利用最適化推進委員の委嘱について

第6号議案 その他

(6) 会議の概要

事務局長 皆様大変お世話になります。定刻より早いですが皆様お集まりですのでただ今より農業委員会を開催させていただきます。本日の出席委員は17名です。孺恋村農業委員会会議規則第8条による会議の定足数に達しましたことをご報告いたします。それでは農業委員会会議規則第7条の規定により会長の宣告で始めさせていただきます。農業委員会会議規則第5条により会長が議長になり進行をお願いします。宜しくお願いします。

会長 皆さんこんにちは、梅雨に入り天気あまり良くなく、グズグズした日が続いてますが、キャベツの植え付けも大分進んでいると思いますが、お体には十分留意して農作業に励んで頂ければと思います。また、今期の委員の任期もあと1ヶ月ちょっとです。定例会も今日を含めてあと2回です。また、提案された議案に対し、丁寧に扱っていきたいと思います。宜しくお願いします。それでは続きまして、3の孺恋村農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、第7番号委員の佐藤貞次委員、第8番号委員の黒岩純一委員にお願いいたします。続きまして、4の協議事項に入りたいと思います。【第1号議案「あっせんの成立について」】を議題といたします。第1号議案につきまして事務局より説明願います。

事務局 【議案第1号「あっせんの成立」について】3件の案件朗読後説明

番号1 大字大笹字ウルイノ (売買単価408円/㎡)

番号2 大字大笹字河鹿沢 (売買単価322円/㎡)

番号3 大字鎌原字板橋原 (売買単価1, 200円/㎡)

議 長 はい、事務局より説明がありました。【議案第1号「あっせんの成立」について】1番号と2番号は大笹ですが、大笹の委員のご意見ございますか。

5番委員 はい、現地確認は年前だったかと思いますが、場所は、ウルイノは山梨開拓の方です。もう一つはパノラマライン中原の十字路過ぎて左手の所です。ちょっと安いかも知れませんが、渡人は相続で手に入れた土地であり、おそらく自分の土地がどこにあるかも分からないような状態です。以前より借り受けていた耕作者が買い受けるということでこのような価格になったのだと思います。問題ないと思います。

議 長 はい、その他の委員のご意見ございますか。なければお諮りします。1番号、2番号につきましてはあっせんの成立という事で宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【議案第1号「あっせんの成立について」】1番号、2番号については成立という事で許可することに決定いたします。続きまして、3番号について、関係する委員のご意見ございますか。

13番委員 5月19日にあっせん委員会が開催されました。場所は、鎌原から北軽井沢方面へ向かった浅間開拓の中道の通り沿いの畑です。あの辺りは昔から高い相場で、のぼう土で畑も平らで良い畑です。双方納得しており、問題ないと思います。宜しくお願いします。

議 長 はい、今説明を頂きましたが【議案第1号「あっせんの成立について」】3番号につきまして、他の委員の意見ございますか。なければお諮りします。第1号議案の3番号はあっせんの成立については問題なしという事でよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【議案第1号「あっせんの成立について」】3番号は成立という事で許可することに決定いたします。続きまして、【第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」3件案件朗読後説明】

1番号 あっせんの成立による売買契約、あっせん土地の付帯地による売買契約

2番号 あっせんの成立による売買契約、あっせん土地の付帯地による売買契約

3番号 あっせんの成立による売買契約

議 長 はい、今説明を頂きました。それでは、【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】、1番号、2番号のあっせん以外の件につきまして大笹の委員から何かありましたらお願いします。

5番号 今、事務局より説明のあった通りですが、あっせんの畑のすぐ近くの付帯地として山林を開墾して畑にしたような土地で農振にも入っていないとのことで、今回3条申請で出てきたとのこと。双方が納得した価格なので問題ないと思います。

議 長 はい。ありがとうございました。【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】1番号、2番号につきまして説明頂きました。3番号については先程のあっせんの成立による契約です。特に意見をいただきませんので、お諮りします。【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】は許可することとして決定して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】は許可することとして決定いたします。続きまして、【第3号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】を議題といたします。農業委員会に関する法律第31条の規程により5番委員の退席をお願いします。

(5番委員退席)

議 長 事務局より説明願います。

事務局 【第3号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】別紙事項説明後朗読。  
農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)附則(令和4年5月27日法律第56号)第5条第1項の規程により、農用地集積計画(案)令和5年6月30日公告予定の案件です。農用地利用集積計画概要は記載の通りです。集積先は認定農業者へ9,064㎡認定新規就農者への集積が61,913㎡です。利用権の設定するもの7名、設定する土地11筆、面積70,977㎡、利用権の設定を受けるものが3名となっております。

議 長 はい。ありがとうございました。皆様からご質問等がございましたらお願いします。今回新規就農者が1名おります。資金等補助金関連で村が面倒を見ているようです。質問がなければ、お諮りします。【議案第3号の「農用地利用集積計画(案)への意見決定」】は意見を問題なしとして村長に回答して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 はい、【第3号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】は意見を問題なしとして村長に回答いたします。

(5番委員着席)

議 長 続きまして【第4号議案「農業委員会活動令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【第4号議案「農業委員会活動令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について」】事務局より資料説明朗読。

議 長 はい、事務局より説明がありました。【第4号議案「農業委員会活動令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について」】こちらは、群馬県へ報告するという事ですね。

事務局 はい。

議 長 県へ報告するにあたり皆様へお諮りするという事です。何かございましたらお願いします。

11番委員 新規参入の経営体は大笹の方ですか。

事務局 田代の方です。

11番委員 わかりました。

5番委員 相談会の参加人数3名はその後どうなりましたか。

事務局 この場合の人数は相談会に委員がどれだけ参加したかという実績人数ですので、相談に来た人数ではありません。

10番委員 これは3年に一度報告するものですか。

事務局 毎年です。

議 長 毎年の報告という事です。

10番委員 来年度の新規参入経営体の面積は先程の事案がありますのでかなり実績が伸びるという事ですね。

事務局 はい、そうですね。

議長 【第4号議案「農業委員会活動令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について」】は別紙のとおり決定して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議長 【第4号議案「農業委員会活動令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について」】は別紙のとおり決定します。続きまして、【第5号議案「農地利用最適化推進委員の委嘱について」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 農業委員会等に関する法律第17条の規定により、農地利用最適化推進委員を委嘱するにあたり、令和5年3月1日から3月31日までの間、同法第19条の規定に基づき、推薦を求めるとともに募集を行った結果、議案書に記載の15名が各地区より推薦がありましたので、決定を求めます。

議長 はい、事務局より次期推進委員の委嘱という事で提案されました。皆さんの方からご意見ご質問等あればお願いします。特にならなければお諮りします。【第5号議案「農地利用最適化推進委員の委嘱について」】は別紙の通り決定して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議長 【第5号議案「農地利用最適化推進委員の委嘱について」】は別紙のとおり15名の方に委嘱させていただきます。続きまして、【第6号議案「その他」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【第6号議案「その他」について】報告。  
報告1 制限除外による事業計画書 1件  
報告2 農地法第18条第6項の規定による届出書 2件

議長 【第6号議案「その他」】の報告をいただきました。本日の審議は全て終了しました。それでは、その他のその他ですが、事務局長の方から説明をお願いします。

事務局長 お世話になります。議案書の他に1枚紙で人・農地プランから地域計画へという事で配ばらせて頂きました。こちらの用紙は、2月の総会時に配布したものと全く同じでございます。2月の総会の時に、人・農地プランが法律の一部改正で地域計画を策定することになったという事でご説明をさせていただいた所でございますが、2月の時には西部3地区と東部については鎌原と今井という事で、認定農業者がいる地区を

中心に計画を策定させていく予定と説明させていただいたところでございます。その中で土地改良区の関係部署等と意見調整をさせていただいたところ、農振農用地、青地地区がある所は是非計画を作っていただきたいという話がありまして、地域計画につきましては婦恋村内の農振がある地区を中心に策定させて頂ければと思います。地区としましては、農振農用地がない三原地区と西窪地区はすみませんが今回は除かせていただいて計画の策定を進めさせて頂ければと思います。その紙の裏側に今後の計画等がありますが、今年度の農閑期であります10月頃を目安に農地を所有されている方、又は使用されている方に郵送等でアンケート形式の意向調査を行いたいと思いますので宜しくお願いします。以上です。

議長 はい。今、局長から話がありましたが、東部地区の農振農用地がある地区も計画に入れるという事で、それ以外の三原と西窪地区は今回は外れるという事です。農振農用地が含まれる地域につきましては地域計画に入るという事でご了承頂ければと思います。本日は、組合長がお見えですので、状況等をお話頂ければと思います。

2番委員 組合長より農協情勢について説明。

議長 はい、ありがとうございました。その他委員さんから何かございましたらお願いします。特に無いようでしたら次回の定例会ですが、令和5年7月10日(月)の午後1時30分から役場2階会議室となります。それでは、これで本日の定例会は全て終了となりますので閉会させていただきます。ありがとうございました。

午後1時56分閉会

議長

(西窪 充夫)

西窪 充夫

議事録署名人

第7番委員

(佐藤 貞次)

佐藤 貞次

第8番委員

(黒岩 純一)

黒岩 純一